平成２３年（フ）第４２号
青森県弘前市大字賀田２丁目10番地３　市営住宅H棟
破産者　二本柳春樹
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第１８６２号
埼玉県加須市上崎690番地２
破産者　坂本　惠司
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２０号
さいたま市岩槻区東岩槻１丁目５番地４　グリーンコート東岩槻210、旧住所さいたま市見沼区東大宮２丁目49番地５
破産者　坂口　　勝
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９２号
さいたま市浦和区上木崎６丁目13番12号　いぬい荘103、旧住所さいたま市西区大字植田谷本137番地１　加茂川団地４―105
破産者　南　　三郎
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９７号
さいたま市見沼区大字御蔵1170番地12
破産者　関　　陽登
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
さいたま市緑区大字中尾3135番地　コスモハイツ203、旧住所さいたま市浦和区駒場１丁目27番３号
破産者　吉井　英樹
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
埼玉県新座市畑中３丁目２番19―105号
破産者　川島　尚太
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
さいたま市南区曲本２丁目３番11号　ミーター浦和201号室
破産者　加藤裕治郎
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
新潟県妙高市白山町２丁目９番16―105号　ナチュラルロー、前住所新潟県上越市吉川区原之町1413番地１
破産者　常山　悦子
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第２２号
新潟県妙高市白山町２丁目９番16―105号　ナチュラルロー
破産者　常山　和宏
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第２４８７号
京都府長岡京市友岡４丁目14番２号　フレンドビル405号、開始決定時の住所大阪市都島区大東町３丁目９番９―702号
破産者　山﨑　雅司
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０２２号
大阪市鶴見区横堤４丁目23番８号
破産者　山本眞理子
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０３０号
大阪府池田市井口堂２丁目９番５―119号、前住所大阪府吹田市古江台３丁目10番31―103号
破産者　上山　真一
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２１６号
大阪市平野区瓜破東１丁目１番35号　グレーシー平野南404、前住所大阪市此花区伝法４丁目４番３号
破産者　中西　　剛
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１６４号
大阪市中央区本町橋６―21　シャンボール内本町901号、住民票上の住所大阪府寝屋川市三井南町30番４―1002号
破産者　木村徳明こと　木村　徳明
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６１６号
大阪市西成区長橋１丁目13番10―808号、前住所大阪市西成区鶴見橋１丁目１番４―303号
破産者　北原　義章
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７６４号
大阪府大東市三箇６丁目４番11号
破産者　藤本　将典
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８４０号
大阪市西淀川区佃５丁目12番５―1504号
破産者　藤代　健治
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２２２号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番40―104号、前住所大阪府守口市京阪本通１丁目10番２―204号
破産者　大谷　洋子
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部